

はつらつ環境整備助成金（セルフビルド方式）交付要綱をここに公表する。

令和 年 月 日

小松市長 和田 慎司

はつらつ環境整備助成金（セルフビルド方式）交付要綱

（補助金の交付）

第1条 この要綱は、地域の生活基盤である生活道路や生活排水路のほか公民館、集会所などのコミュニティ施設の駐車場（以下「コミュニティ施設駐車場」という。）において、利用者である住民自らが整備に関わる活動に対してはつらつ環境整備助成金（セルフビルド方式）（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、利用者である住民による生活道路や生活排水路の建設のほかコミュニティ施設駐車場の整備を支援することにより、地域の生活環境の改善及び共創によるまちづくりを推進することを目的とする。

（交付対象団体）

第3条 助成金の交付を受けることができる団体は、本市の町内会（以下「町内会」という。）とする。

（対象事業）

第4条 助成金を受けることができる事業は、次に掲げる施設（以下「施設」という。）の整備又は修繕・補修（以下「整備等」という。）のための事業であって、市長が認めるものとする。

- (1) 生活道路（安全施設、防犯施設及び消雪施設を含む。）
- (2) 生活排水路（安全施設を含む。）
- (3) コミュニティ施設駐車場（防犯施設及び消雪施設を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成金を受けられない。

- (1) 主に農業用に使用する施設の整備等であること。

- (2) 施設の整備等の労務が利用者である住民の無償提供でないこと。
- (3) 施設の整備等に関し他の公的補助を受けていること。

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費は、第4条に規定する施設の整備等に要する経費であつて次に掲げるものとする。

- (1) 原材料費
- (2) 機材費
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(助成金の額等)

第6条 助成金は、予算の範囲内において定額で交付し、1事業につき限度額を25万円(1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする町内会は、はつらつ環境整備助成金(セルフビルド方式)申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 整備しようとする施設等の位置図
- (3) 事業着工前の写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(決定通知書)

第8条 市長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにはつらつ環境整備助成金(セルフビルド方式)決定通知書(様式第3号)により、町内会に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 町内会は、前条に規定する交付決定を受けた事業が完了したときは、はつらつ環境整備助成金(セルフビルド方式)実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業施工中の写真及び完了写真
- (2) 請求書若しくは領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する書類の提出期限は、助成金の事業完了日から起算して30日を経過した

日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、事業の完了又は廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を当該助成金の交付決定を受けた町内会にはつらつ環境整備助成金（セルフビルド方式）確定通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 助成金は、助成金の額の確定後に助成金の交付決定を受けた町内会の請求により交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、助成金の額の確定前であっても助成金の一部又は全部を交付することができる。

(維持管理等)

第12条 助成金の交付を受けた町内会は、当該助成を受けた施設の維持管理を自らの責任において実施しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、当該助成金を受けた事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間は、当該助成を受けた施設を廃止してはならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わないとき

(助成金の返還)

第14条 市長は前条の規定により助成金の交付決定を取り消し又は変更した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者に対し期限を定めて当該助成金を返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。